

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
本件意見募集全体に関する御意見		
1	改正に反対である。 改正後の規則では、全ての難民の保護の後退につながり、一人でも多くの難民の命を救うためのものにならない可能性が高い。	本政省令案は、第211回通常国会で成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（以下「入管法等改正法」という。）の一部施行により、補完的保護対象者の認定制度が設けられることに伴い、補完的保護対象者の認定に関する法務大臣の権限の一部を出入国在留管理庁長官に委任する規定を整備するほか、補完的保護対象者認定申請における申請方法についての規定を整備するとともに、必要な様式を定めるなどの手続等について所要の改正を行うものです。
2	保護すべき人を保護するよう適切な制度としてもらいたい。	当庁では、難民の地位に関する条約等に従って難民を適切に保護しています。また、出身国の情勢等に鑑みて、人道上、本邦での在留を認めるべき者については、在留を適切に認めて保護しています。今後もこれらの取組などを適切に実施してまいります。
出入国管理及び難民認定法施行令の一部を改正する件に関する御意見		
3	権限の委任について、民間代行業者などの利用を考えているのか。	本政省令案では、補完的保護対象者の認定に関する法務大臣の権限の一部を、難民の認定に関する法務大臣の権限規定に準じて出入国在留管理庁長官及び地方出入国在留管理局長に委任するものであり、民間代行業者などの利用は考えていません。
4	出入国在留管理庁長官に現行以上の権限を付与することに反対する。法務大臣自らが補完的保護対象者の認定に関わり、責任を負うべきと考える。	補完的保護対象者の認定に関する法務大臣の権限についても、難民の認定に関する権限規定と同様に、法務大臣が自ら権限を行使することを可能としつつ、出入国在留管理庁長官に委任することが相当であると考えています。
出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する件に関する御意見		
5	施行規則第55条第6項において、難民認定申請を行った者だけでなく、補完的保護対象者認定申請を行った者についても、難民条約第1条F(b)に掲げる行為の有無に関する国家公安委員会への照会を行うとされているところ、当該規定が、国際人権法に基づくノン・ルフールマン原則の遵守の支障とならないような制度設計が行われるべきである。	入管法第53条第3項により、御指摘の原則に反する送還は行われなことがとされています。
6	難民認定申請をした場合には、補完的保護対象者に該当するかどうかの判断もなされるべきである。	入管法等改正法では、難民認定申請者について難民の認定をしない処分をする場合において、補完的保護対象者該当性についても判断を行うこととされています。
7	各申請書の様式について、外国語での記入を可能とすべきである。	各申請書の様式は、複数の言語に翻訳したものを用意することとしており、外国語での記入も可能としています。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
8	<p>申告書や申請書は簡易なものとし、詳しい内容を後日提出させる運用とすることが適切である。</p> <p>表形式を改めるべきである。</p> <p>様式の各自由記載欄について、より広く設けるべきである。</p> <p>質問の順序について、迫害の内容を質問した上で、その理由を質問するよう修正することが望ましい。</p>	<p>各書式は適切なものであると考えていますが、いただいた御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>難民・補完的保護対象者申請書の実際の運用に当たっては、全ての項目を完全に記入していない限り申請書を受理しないという運用は、補正を求めて受け取らないことも含めて違法であることから、直ちにやめるべきである。</p> <p>申請書の記入に当たり、印字や本人の直筆以外の記入を認めるべきである。また、代理人弁護士による代理申請を認めるべきである。</p>	<p>本省令案の運用に関わる御意見として、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>「別記第26号の2様式」（一時庇護のための上陸許可に関する申告書について、</p> <p>その1の2「あなたは、最初から日本に来ることを希望していましたか」、その1の3「あなたは、本国を脱出する際に出国の手続を誰かに依頼しましたか」の質問は、一時庇護上陸許可の該当性判断に直接関係するものではないため削除すべきである。</p> <p>その2の1-1「もしあなたが本国へ戻れば迫害を受ける理由は次のうちどれですか」の質問について、迫害の理由についての判断を申請人が行う必要はなく、審査を行う入国審査官において判断すべきものであることから、不適切であり削除すべきである。</p> <p>その2の1-1「次のうちに該当する理由がない場合やこれ以外にも理由がある場合には、1-2に迫害を受ける理由を書いてください」、その2の1-2「もしあなたが本国へ戻れば迫害を受ける理由を書いてください」、その2の3「上記1-1又は1-2の迫害を受けるとする理由、根拠を具体的に書いてください」の質問について、質問が重複し不明瞭であることから、その2の1を「あなたが本国へ戻った場合に迫害を受ける理由、根拠を具体的に書いてください」とし、その2の1-1、その2の1-2及びその2の3は削除すべきである。</p>	<p>各書式は適切なものであると考えていますが、いただいた御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、一時庇護上陸許可手続においては、申請者の迫害を受けるおそれ等を的確に判断するために、出国に至った経緯など申請者に関する様々な情報を入手する必要があると考えています。</p>
11	<p>「別記第26号の2様式」（一時庇護のための上陸許可に関する申告書）について、</p> <p>その2の1-1の質問について、迫害を受ける理由を5つの理由から本人に選択させることは困難であることから、「わからない場合は、あなたが近いと思うものを選択してください。複数選択しても構いません」などの説明を記載すべきである。</p> <p>その2の1-2の質問は、申請者において、記載すべき事項が不明瞭であり、また、補完的保護の定義からも削除すべきである。</p> <p>その2の1-1の質問の直後に3の質問をすることにより1-1の選択理由を具体的に書けるようにするべきである。</p> <p>その2の2「逮捕、拘留、拘禁その他身体の拘束を受け又は有罪の判決を受けたことがありますか」の質問について、迫害の定義を狭く捉えているように見えることから「これ以外に、重大な人権侵害や差別を受けたことがありますか」という質問も設けるべきである。</p> <p>その2の4の質問の「敵対する組織」、5の質問の「敵対する政治的意見」は、用語が不適切である。</p> <p>その2の1、3及び6の質問の「迫害を受ける」、「いかなる事態が生じますか」について、迫害の確実に発生することを前提としており不適切であることから、「迫害を受けるおそれがある」と考える」又は「いかなる事態が生じる可能性がありますか」などと修正すべきである。</p>	<p>各書式は適切なものであると考えていますが、いただいた御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、質問その2の2は主要な迫害の類型に該当する事情について質問するものであり、その他の類型に該当する事情は、質問その2の6で記載していただくようになっており、迫害に該当しないとして扱うものではありません。</p>

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
12	<p>難民認定申請をした者については、補完的保護対象者の該当性についても審査することとなる改正法の趣旨を踏まえ、難民認定申請と補完的保護対象者認定申請を共通の申請書とすることに賛同する。</p> <p>「難民・補完的保護対象者認定申請書」（施行規則別記第74号様式）及び「難民・補完的保護対象者認定申請書（再申請用）」（施行規則別記第74号の2様式）において、難民調査官によるインタビューについて難民調査官の性別を含めた要望を記載する欄が新設されたことを歓迎する。</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。</p>
13	<p>「別記第74号様式」（難民・補完的保護対象者認定申請書）及び「別記第74号の2様式」（難民・補完的保護対象者認定申請書（再申請用））について、冒頭に、新たな質問が設けられ、難民及び補完的保護対象者の該当性か、補完的保護対象者の該当性のみの判断を求めるか、申請者が自ら選択することとされているが、難民不認定となった全ての者について、補完的保護対象者の判断を行うべきであり、このような質問は不要である。</p> <p>仮に、補完的保護のみを申請する選択肢を設けるのであれば、難民及び補完的保護の定義や認定後の処遇の違いに関する申請者への情報提供が担保されなければならない。</p> <p>「いかなる事態が生じますか」について、迫害が確実に発生することを前提としており不適切であることから、「迫害を受けるおそれがあると考え」又は「いかなる事態が生じる可能性がありますか」などと修正するべきである。</p> <p>通訳に関する希望及び通訳に関すること以外で配慮を希望する事項を理由とともに記載させることとしているが、理由を記載させる必要はないので、「理由とともに」の文言は削除するべきである。</p>	<p>各書式は適切なものであると考えていますが、いただいた御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>その上で、入管法等改正法では、難民認定申請者について難民の認定をしない処分をする場合において、補完的保護対象者該当性に関しても判断を行うこととされています。</p> <p>本省令の運用に関わる意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
14	<p>別記第74号様式の「学歴〔種別〕欄」の「初等 中等 高等 大学 その他（ ）」について、「高等教育」には「大学」が含まれるため、カテゴリーが拮抗しておらず、申請者や審査担当者の誤解や負担を生じる可能性がある。</p> <p>使用言語欄の「母国語」は、公用語が複数ある国の人々や、公用語とは別の言語を「母語」として幼少時から日常的に使っている人々からすると適切でないので、円滑な申請と審査のためには使用言語欄を「母語」とすることが適切である。</p>	<p>各書式は適切なものであると考えていますが、いただいた御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>その上で、通訳の手配に関しては、質問22において、難民調査官がインタビューする場合の通訳の要否及び希望する言語を確認することとし、その希望に可能な限り配慮しているところです。</p>
15	<p>「別記第74号様式」（難民・補完的保護対象者認定申請書について、質問1-1及び質問1-2と質問2(3)について、質問が重複し不明瞭であることから、質問1を「あなたが本国へ戻った場合に迫害を受ける理由、根拠を具体的に書いてください」とし、質問1-1、質問1-2及び質問2(3)を削除するべきである。</p> <p>また、質問1-2に条約上の理由を除外する文言がないため、条約上の理由を再度記載する必要があるようにも読めることから、質問1-1、質問1-2、質問2(3)を残すとしても、今回の改正案で削除した現行の質問1「その他（ ）」の欄を削除せず、難民認定申請者は質問1-2の回答を不要とするべきである。</p> <p>主に質問2(3)及び質問3について、難民認定申請における「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する」ことの立証のためには通常、相当量の陳述書ないし供述が不可欠であることから、記述式の回答欄をより広く取るべきである。なお、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの申請書は、申請用紙1枚程度を回答欄としており、必要に応じた別紙の提出についても記載している。</p> <p>質問4及び質問5について、迫害の内容として「逮捕、抑留、拘禁その他身体の拘束や暴行等」を列挙しているが、申請者が「迫害」に相当する可能性のある事実を遺漏なく記載できるよう、UNHCRの見解、出入国在留管理庁作成の「難民該当性判断の手引き」、他国判例も踏まえ「命の危険を感じたり、拷問、逮捕・勾留・拘禁その他身体の拘束、暴行を受けあるいはその危険を感じたり、生計を立てる手段を失いあるいは失う危険を感じたり、人権侵害を受けたりしたことがありますか」との記載に改めるべきである。</p>	<p>各書式は適切なものであると考えていますが、いただいた御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、これまでの難民認定手続同様、法改正後においても、申請を受け付けた後の難民認定手続及び補完的保護対象者認定手続において、申請者本人から事情聴取をするなどして適切に難民該当性等を判断することとしています。</p>

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
16	<p>「別記第74号様式」（難民・補完的保護対象者認定申請書）について、</p> <p>質問1-1「もしあなたが本国に戻った場合に、迫害を受ける理由は次のどれですか」という質問は、本人が正しく区別できない可能性があるため、「どれだと考えますか」とすべきである。</p> <p>前半に、親、兄弟の情報、学歴情報が多すぎる。海外の電話番号はいらないのではないかと。家族情報や学歴・職歴情報は別紙にして、申請書本文は、難民に関する質問に絞るべきと思う。</p> <p>質問13について、海外渡航歴に関する質問と内容が重複している上に、正確な記入が困難な質問であることから削除すべきである。</p> <p>質問15（生活費用）、質問16（親族送金）は、難民と関係がないと思うので削除すべき。もし、親族送金をしていたら、経済目的であって難民ではない、という評価に使うつもりならば、一層削除すべき。</p>	<p>各書式は適切なものであると考えていますが、いただいた御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、申請者の主張の信ぴょう性及び難民該当性等を的確に判断するために、申請者に関する様々な情報を入手する必要があると考えています。</p> <p>また、親族に送金している事実のみを理由として、経済目的であって難民ではないという判断をすることはありません。</p>
17	<p>「別記第74号様式」（難民・補完的保護対象者認定申請書）について、</p> <p>質問1-1で、迫害を受ける理由を5つの理由から本人に選択させることは困難であることから、「わからない場合は、あなたが近いと思うものを選択してください。複数選択しても構いません」などの説明を記載すべきである。</p> <p>質問1-2は、申請者において、記載すべき事項が不明瞭であり、また、補完的保護の定義からも削除すべきである。</p> <p>質問4及び5「逮捕、抑留、拘禁その他身体の拘束を受け又は有罪の判決を受けたことがありますか」の質問について、迫害の定義を狭く捉えているように見えることから「これ以外に、重大な人権侵害や差別を受けたことがありますか」という質問も設けるべきである。</p> <p>質問6及び7の「敵対する組織」、5の質問の「敵対する政治的意見」は、用語が不適切である。</p>	<p>各書式は適切なものであると考えていますが、いただいた御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、質問4及び5は、主要な迫害の類型に該当する事情について質問するものであり、その他の類型に該当する事情は、質問3で記載していただくようになっており、迫害に該当しないと扱うものではありません。</p>
18	<p>「別記第74号の2様式」（難民・補完的保護対象者認定申請書（再申請用））について、</p> <p>質問2は、入管に記録があるため不要である。</p> <p>再申請に個別の「新たな迫害事情」が必要であるかのような質問になっており不適切である。現実の迫害経験以外にも、再申請の理由はありえることから、再申請を行う理由を自由に記述する質問を設けるべきである。</p> <p>「新たな迫害事情」について、申請者が何を新たな迫害事情と考えているかを先に記載する質問を設けるべきである。また、用語も「迫害事情」ではなく、「迫害を受けると思う理由」などにすべきである。</p> <p>本国情勢に関する質問は、「新たな迫害事情」の内容の中ではなく、独立した質問事項とすることが適切である。</p> <p>質問4は、難民とは別の質問で有ることから、質問5の後に記載するべきである。</p>	<p>各書式は適切なものであると考えていますが、いただいた御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、再申請においては、適切に難民該当性等を判断するため、申請者本人に的確に新たな事情を主張していただくことが重要と考えています。</p>
19	<p>「別記第76号様式」（通知書）及び「別記第76号の2の2様式」（通知書）について、備考の欄「3回目以降・・・難民等の認定を行うべき・・・送還が停止されます」の表記について、「難民等」には、補完的保護対象者が含まれると思われるが、「難民（補完的保護対象者）等」と明示するべきである。</p>	<p>各書式は適切なものであると考えていますが、いただいた御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、入管法等改正法による改正後の入管法第61条の2の9第4項に定められているとおり、「難民等」とは難民及び補完的保護対象者を意味します。</p>
20	<p>「別記第76号様式」（難民不認定通知書）及び「別記第76号の2の2様式」（補完的保護対象者不認定通知書）について、補完的保護対象者の認定を行わない場合、難民及び補完的保護対象者のそれぞれに関して、独立した理由が示されるべきである。</p> <p>また、不認定理由が拡充されるべきである。</p> <p>新設された備考欄の内容（3回目以降の申請者については申請中であっても送還が停止されないこととなりますが、難民等の認定を行うべき相当の理由がある資料が提出された場合には送還が停止されます）は、申請者に無用な混乱や不安をもたらすものであり、削除されるべきである。仮に残す場合は、送還停止効の例外に関する運用の開始時期の明記が必要である。また、制度の周知に関するさらなる取り組みが行われるべきである。</p>	<p>各書式は適切なものであると考えていますが、いただいた御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、入管法等改正法による改正後の入管法第61条の2の9第4項には、「3回目以降の申請者については申請中であっても送還が停止されないこととなるが、難民等の認定を行うべき相当の理由がある資料が提出された場合には送還が停止する」旨が規定されています。</p>

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
21	「別記第76号の2様式」（補完的保護対象者認定証明書）について、難民及び補完的保護対象者の認定理由を申請者に示す欄を新たに設けるべきである。	各書式は適切なものであると考えていますが、いただいた御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。